

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(法制文書課)	49
○有害興行の指定……………	(生活文化・青少年室)	49
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(土地改良指導課)	49
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	50
○土地改良区連合の定款の変更の認可……………	(土地改良指導課)	50
○土地改良事業計画の変更の認可……………	(土地改良指導課)	50
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(土地改良指導課)	50
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(土地改良指導課)	50
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	50
○都市計画事業の認可……………	(都市環境課)	51
○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	(技術管理課)	51
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(出納局総務課)	52
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………	(経理課)	52
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課)		52

道教育庁石狩教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	53
------------------------	----

道人事委員会規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………	53
--------------------------------	----

道警察旭川方面本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	54
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	55

告 示

北海道告示第538号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合文書管理システムの導入及び運用・保守管理業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区三番町6番地17
- 4 随意契約に係る契約金額
126,940,380円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部法制文書課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第539号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。
平成16年5月28日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
興行の種別	興 行 の 題 名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由
映 画	痴漢電車 指使い感じちゃう	オービー映画	全 部 } 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	飼育のレズ部屋 一熟れすぎた恭子ー	新日本映像	
同	絶倫69歳 和服新妻の初夜	同	

北海道告示第540号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、早来町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

4月23日～6月30日は「いんやとどろみ」をテーマにした運動の特別推進期間です。

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏	名	住 所
就 任	平成16. 4. 27	理 事	高 林	弘 勇	弘 勇 弘 郡 早 来 町 字 安 平 570 番 地 の 5
同	同	同	近 藤	勝 美	同 字 安 平 824 番 地 の 4
同	同	同	前 田	勇	同 字 安 平 273 番 地 の 4
同	同	同	寺 島	巧	同 字 北 進 85 番 地 の 27
同	同	同	本 野	吉 仁	同 字 緑 丘 34 番 地 の 2
同	同	同	辻	信 芳	同 字 新 栄 745 番 地
同	同	同	野 口	勝 義	同 字 遠 浅 493 番 地
同	同	同	田 村	興 文	同 字 新 栄 878 番 地
同	同	同	城 畑	行 雄	同 字 富 岡 42 番 地 の 9
同	同	監 事	梅 田	鋭 敏	同 字 瑞 穂 604 番 地 の 3
同	同	同	田 中	敬 造	同 字 緑 丘 73 番 地
同	同	同	堀 江	謙 一	同 字 富 岡 140 番 地 の 9
退 任	同 16. 4. 26	理 事	梅 田	鋭 敏	同 字 瑞 穂 604 番 地 の 3
同	同	同	池 田	輝 雄	同 字 安 平 496 番 地 の 6
同	同	同	遠 藤	俊 夫	同 字 東 早 来 226 番 地 の 2
同	同	同	南	靖 彦	同 字 安 平 543 番 地 の 3
同	同	同	伊 藤	新 一	同 字 新 栄 667 番 地 の 2
同	同	同	野 口	勝 義	同 字 遠 浅 493 番 地
同	同	同	田 村	興 文	同 字 新 栄 878 番 地
同	同	同	小 坂	亮 一	同 字 富 岡 315 番 地 の 2
同	同	監 事	高 林	弘	同 字 安 平 570 番 地 の 5
同	同	同	田 中	敬 造	同 字 緑 丘 73 番 地
同	同	同	城 畑	行 雄	同 字 富 岡 42 番 地 の 9

北海道告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年5月18日、美瑛土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成16年5月19日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成16年5月18日、秩父別土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、奈井江土地改良区が管理する宝田頭首工に係る管理規程を認可した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

宝田頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第545号

道営土地改良（南小清水地区畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年5月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 苫 前 小 平 線	苫前郡苫前町字九重1123番地先から 苫前郡苫前町字九重1140番地先まで	平成16. 5. 28
道道 上問寒幌延停車場線	天塩郡幌延町字上問寒北海道大学天塩地方演習林151林班地先から 天塩郡幌延町字上問寒北海道大学天塩地方演習林79林班わ小班地先まで	同

北海道告示第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・3・6号西5丁目・樽川通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成23年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 札幌市北区北19条西4丁目、北19条西5丁目、北20条西4丁目、北20条西5丁目、北21条西4丁目、北21条西5丁目、北22条西4丁目、北22条西5丁目、北23条西4丁目及び北23条西5丁目地内 |
| 2(1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・8号北8条通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成21年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 札幌市北区北7条西1丁目、北7条西2丁目、北8条西1丁目及び北8条西2丁目地内 |
| 3(1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・2・10号環状通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成23年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 札幌市中央区南19条西11丁目、南19条西12丁目、南19条西13丁目及び南19条西14丁目地内 |
| 4(1) 施行者の名称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・179号北郷通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成20年3月31日まで |
| (4) 事業地 | |

収用の部分 札幌市白石区本通1丁目北、本通2丁目北、平和通1丁目南及び平和通2丁目南地内

- | | |
|-------------------|--|
| 5(1) 施行者の名称 | 帯広市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 帯広圏都市計画道路事業（3・3・10号共栄通及び3・3・7号石狩通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成22年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 帯広市新町西6丁目、新町西2丁目、西12条南5丁目、西12条南4丁目、西12条南3丁目、西12条南2丁目及び西12条南1丁目地内 |
| 6(1) 施行者の名称 | 音更町 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 帯広圏都市計画道路事業（3・3・128号鈴蘭公園通及び3・3・101号音更大通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成16年5月28日から平成22年3月31日まで |
| (4) 事業地
収用の部分 | 北海道河東郡音更町木野大通西2丁目、木野大通西3丁目、木野公園下町、鈴蘭公園及び南鈴蘭南3丁目地内 |

北海道告示第548号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|---------|---|
| 1 | 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 |
| | 平成16年度北海道土木工事設計積算電算システム及び入札契約総合管理システム運用業務 |
| 2 | 随意契約の相手方を決定した日 |
| | 平成16年4月1日 |
| 3 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 |
| (1) 氏 名 | 北海道ビジネスオートメーション株式会社 |
| (2) 住 所 | 札幌市中央区北3条西7丁目1番地 |
| 4 | 随意契約に係る契約金額 |
| | 126,756,000円 |
| 5 | 契約の相手方を決定した手続 |
| | 随意契約 |

- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 氏 名 北海道建設部建設管理室技術管理課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第549号

- 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
- 平成16年5月28日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借 一式
- | | | |
|---------|-----|----------|
| サーバ | 68組 | 1月当たりの単価 |
| ソフトウェア | 68組 | |
| パソコン | 7台 | |
| プリンタ | 2台 | |
| カラープリンタ | 1台 | |
- 2 落札者を決定した日
平成16年5月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 北海道ビジネスオートメーション株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 落札金額
1月当たり 4,273,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成16年4月2日付け北海道告示第373号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道建設部建設管理室技術管理課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第550号

- 次のとおり随意契約の相手方を決定した。
- 平成16年5月28日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- (2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 4 随意契約に係る契約金額
374,535,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道出納局総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第551号

- 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から施行する。
- 平成16年5月28日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 2 収納代理金融機関の項遠別漁業協同組合の事項を削る。

北海道告示第552号

- 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。
- 平成16年5月28日
- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 2 売りさばき人の項苫小牧漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
- いぶり中央漁業協同組合 平成16.4.1 いぶり中央漁業協同組合

同 同 登別支所 白老支所 同項登別漁業協同組合の事項、白老漁業協同組合の事項及び虎杖浜漁業協同組合の事項を削る。	管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－1）の一部を次のように改正する。 別表知事部局の項本庁の事項中「知事室の主幹（課に置かれるものを除く。）及び主査（課に置かれるものを除く。） 秘書課の主査 副知事秘書 行財政システム改革推進室」を「行財政改革推進室」に、「政策室の主幹（グループリーダーを除く。）」を「知事政策部の主幹（課に置かれるものを除く。） 知事政策部の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査（課に置かれるものを除く。） 知事政策部の知事及び副知事の職務執行の便に供するための資料及び情報の収集並びにこれらの整理に関する事務を専ら担当する主査 秘書課の主査 副知事秘書」に、「道民相談センターの所長 有珠山火山活動災害復興対策室の人事担当の主幹 医療指導参事 産業政策推進室の主幹」を「医療指導参事 道立病院管理室の病院に係る地域医療対策に関する事務を担当する主幹」に改め、同項支庁の事項中「部室長」を「部室長 地域政策部の主幹（課に置かれるものを除く。） 地域政策部地域政策課の主幹」に改め、同項サハリン事務所の事項、保健所の事項及び児童相談所の事項を削り、同項中												
道教育庁石狩教育局告示													
北海道教育庁石狩教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年5月28日 北海道教育庁石狩教育局長 大 内 主 計 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 二式 84台 （職業科高等学校×2校） 2 落札者を決定した日 平成16年5月10日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 エヌイーシーリース株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 4 落札金額（1月当たりの単価） 451,360円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成16年3月30日付け北海道教育庁石狩教育局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目	「<table><tr><td>食品加工研究センター</td><td>所長 副所長 企画調整部長 総務課長</td></tr></table>」を 「<table><tr><td>食品加工研究センター</td><td>所長 副所長 企画調整部長 総務課長</td></tr><tr><td>サハリン事務所</td><td>所長</td></tr></table>」に改め、 同項高等技術専門学院の事項中「職業能力開発研究室長 庶務課長（次長を置く学院に置かれるものに限る。）」を「庶務課長（次長を置く学院に置かれるものに限る。）」に改め、同項病虫害防除所の事項、森づくりセンターの事項、道民の森活動促進センターの事項及び土木現業所の事項を削り、同項中 「<table><tr><td>北方建築総合研究所</td><td>所長 副所長 企画総務部長 総務課長</td></tr></table>」を 「<table><tr><td>北方建築総合研究所</td><td>所長 副所長 企画総務部長 総務課長</td></tr><tr><td>保健福祉事務所</td><td>所長 部長 次長 副部長 保健福祉企画課長 社会福祉課長 企画総務課長 地域支援課長 地方機関の長</td></tr></table>」に、	食品加工研究センター	所長 副所長 企画調整部長 総務課長	食品加工研究センター	所長 副所長 企画調整部長 総務課長	サハリン事務所	所長	北方建築総合研究所	所長 副所長 企画総務部長 総務課長	北方建築総合研究所	所長 副所長 企画総務部長 総務課長	保健福祉事務所	所長 部長 次長 副部長 保健福祉企画課長 社会福祉課長 企画総務課長 地域支援課長 地方機関の長
食品加工研究センター	所長 副所長 企画調整部長 総務課長												
食品加工研究センター	所長 副所長 企画調整部長 総務課長												
サハリン事務所	所長												
北方建築総合研究所	所長 副所長 企画総務部長 総務課長												
北方建築総合研究所	所長 副所長 企画総務部長 総務課長												
保健福祉事務所	所長 部長 次長 副部長 保健福祉企画課長 社会福祉課長 企画総務課長 地域支援課長 地方機関の長												
道 人 事 委 員 会 規 則													
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年5月28日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 北海道人事委員会規則14－46 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則													

「

地域農業改良普及センター	所長
家畜保健衛生所	
食肉衛生検査所	
空港管理事務所	

」

を

「

地域農業改良普及センター	所長
家畜保健衛生所	
森づくりセンター	所長 次長 管理課長 道民の森課長
土木現業所	所長 副所長 企画総務部長 管理部長 事業部長 部室長 総務課長 事業課長 事業第一課長 事業第二課長 出張所長 総合ダム事務所長 ダム建設事務所長 総合治水事務所長 事業所長
食肉衛生検査所	所長
空港管理事務所	

」

に、

「

札幌医科大学	学長 学部長 副学部長 事務局長 事務局次長 病院事務長 部長 副部長 学科長 科長 教授 課長 参事 課長補佐 教育研究機器センター所長 人事担当の主幹（1人とする。） 総務係長 人事係長
--------	---

」

を

「

札幌医科大学	学長 学部長 副学部長 事務局長 事務局次長 病院事務長 部長 副部長 学科長 科長 教授 課長 参事 課長補佐 教育研究機器センター所長 人事担当の主幹（1人とする。） 総務係長 人事係長
札幌医科大学附属病院	病院長 副院長 科長 部長 副部長

」

に改め、

同項札幌医科大学医学部附属病院の事項を削り、同表人事委員会事務局の項中「参事 課長 補佐 主幹 係長」を「主幹」に改め、同表地方労働委員会事務局の項中「課長補佐 総務

係長」を「人事担当の主幹 総務課の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査」に改める。
附 則 この規則は、公布の日から施行する。
道警察旭川方面本部告示
北海道警察旭川方面本部告示第23号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成16年5月28日 北海道警察旭川方面本部長 佐 藤 守
1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成16年10月1日から平成17年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場
2 入札に参加する者に必要な資格 平成16年北海道警察旭川方面本部告示第24号に規定する集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借の資格を有すること。
3 契約条項を示す場所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課
4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部4階小会議室（送付による場合は、郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6 北海道警察旭川方面本部会計課） (2) 入 札 日 時 平成16年7月8日 午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(11)、(12及び13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 078-8511 旭川市1条通25丁目487番地6
電話番号 0166-35-0110 内線 2233

9 Summary

- A. Nature and quantity of products to be procured : Four Wheel Vehicle Driving Simulator Equipment for Group Education 1 set
B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 8, 2004
C. Contact : Finance Division, Hokkaido Asahikawa Area Police Headquarter, 25-487-6, 1-joudori, Asahikawa, Hokkaido 078-8511 Japan
Phone : 0166-35-0110 Extension 2233

北海道警察旭川方面本部告示第24号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年5月28日

北海道警察旭川方面本部長 佐 藤 守

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年5月28日に一般競争入札の公告を行う集合教育用四輪自動車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
(2) 資 格 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借（以下「資格」という。）
(3) 物 品 等 の 種 類 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成16年5月28日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
(2) 過去2年間に、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(3) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年5月28日から6月25日まで
(2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察旭川方面本部会計課

イ 提出先の所在地 旭川市1条通25丁目487番地6

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

